

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して 判定届出書p24

ア. 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域 その他の汚染物質が滞留しやすい地域

測定局名	風向出現頻度 (%)																静穏率 (%)
	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西	北	
金沢区長浜	7.8	12.6	7.6	4.1	2.1	1.5	2.0	6.0	17.3	6.1	2.2	1.8	2.9	6.0	9.6	10.4	0.8

出展:「風向の頻度分布(2014年度)」横浜市環境創造局環境監視センターホームページ

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

判定届出書p24,25

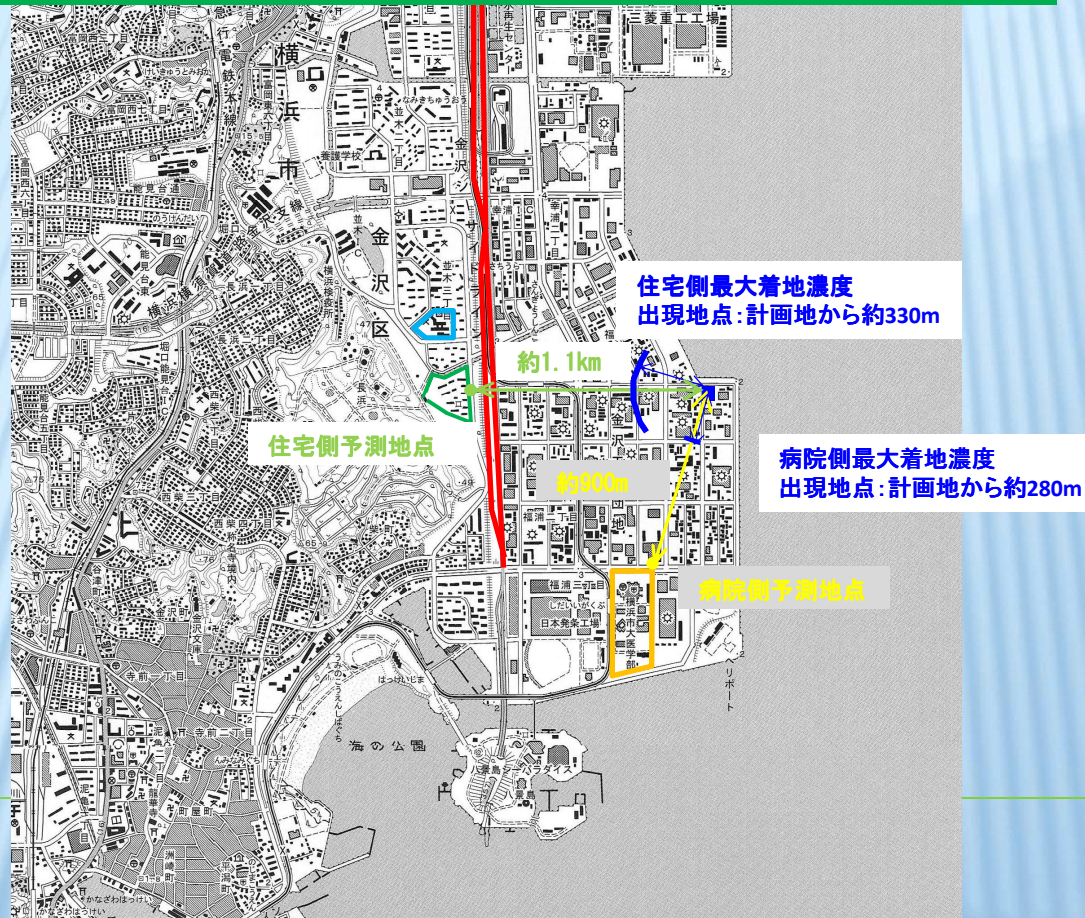


この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

判定届出書p24,25



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p24,25

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

病院側における大気汚染物質の最大着地濃度

	二酸化窒素 (ppm)	ばいじん (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダioxin類 (pg-TEQ/m ³)
寄与濃度	0.00031	0.00013	0.00030	0.00060	0.0066
バックグラウンド	0.013	0.024	—	0.002	0.017
合成値	0.013	0.024	0.00030	0.0026	0.024
寄与割合 %	2.3	0.6	—	23.2	28.0
環境基準	0.04-0.06	0.1	0.02 注)	0.04	0.6
基準適合 ○：適、×：否	○	○	○	○	○

注) 日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」
() 内は単位

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p24,25

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

病院側予測地点における大気汚染物質濃度

	二酸化窒素 (ppm)	ばいじん (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)
寄与濃度	0.00021	0.000027	0.000061	0.000122	0.0014
バックグラウンド	0.013	0.024	—	0.002	0.017
合成値	0.013	0.024	0.000061	0.0021	0.018
寄与割合 %	1.6	0.1	—	5.7	7.4
環境基準	0.04-0.06	0.1	0.02 注)	0.04	0.6
基準適合 ○：適、×：否	○	○	○	○	○

注)日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」
()内は単位

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p24,25

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

住居側における大気汚染物質の最大着地濃度

	二酸化窒素 (ppm)	ばいじん (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダイキソソ類 (pg-TEQ/m ³)
寄与濃度	0.00054	0.00024	0.00053	0.00107	0.012
バックグラウンド	0.013	0.024	—	0.002	0.017
合成値	0.014	0.024	0.00053	0.0031	0.029
寄与割合 %	4.0	1.0	—	34.8	41.1
環境基準	0.04-0.06	0.1	0.02 注)	0.04	0.6
基準適合 ○:適、×:否	○	○	○	○	○

注)日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」
()内は単位

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p24,25

イ.学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

住居側予測地点における大気汚染物質濃度

	二酸化窒素 (ppm)	ばいじん (mg/m ³)	塩化水素 (mg/m ³)	二酸化硫黄 (ppm)	ダイキシン類 (pg-TEQ/m ³)
寄与濃度	0.00036	0.000041	0.000091	0.00018	0.0020
バックグラウンド	0.013	0.024	0.002	0.002	0.017
合成値	0.013	0.024	0.0021	0.0022	0.019
寄与割合 %	2.7	0.2	—	8.4	10.6
環境基準	0.04-0.06	0.1	0.02 注)	0.04	0.6
基準適合 ○：適、×：否	○	○	○	○	○

注)日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」
()内は単位

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

ウ. 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地 若しくは生育地



出展：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 本牧、横須賀」
自然環境保全基礎調査情報提供ホームページ

(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業 43

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

エ. 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

才. 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

カ. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

キ. 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)

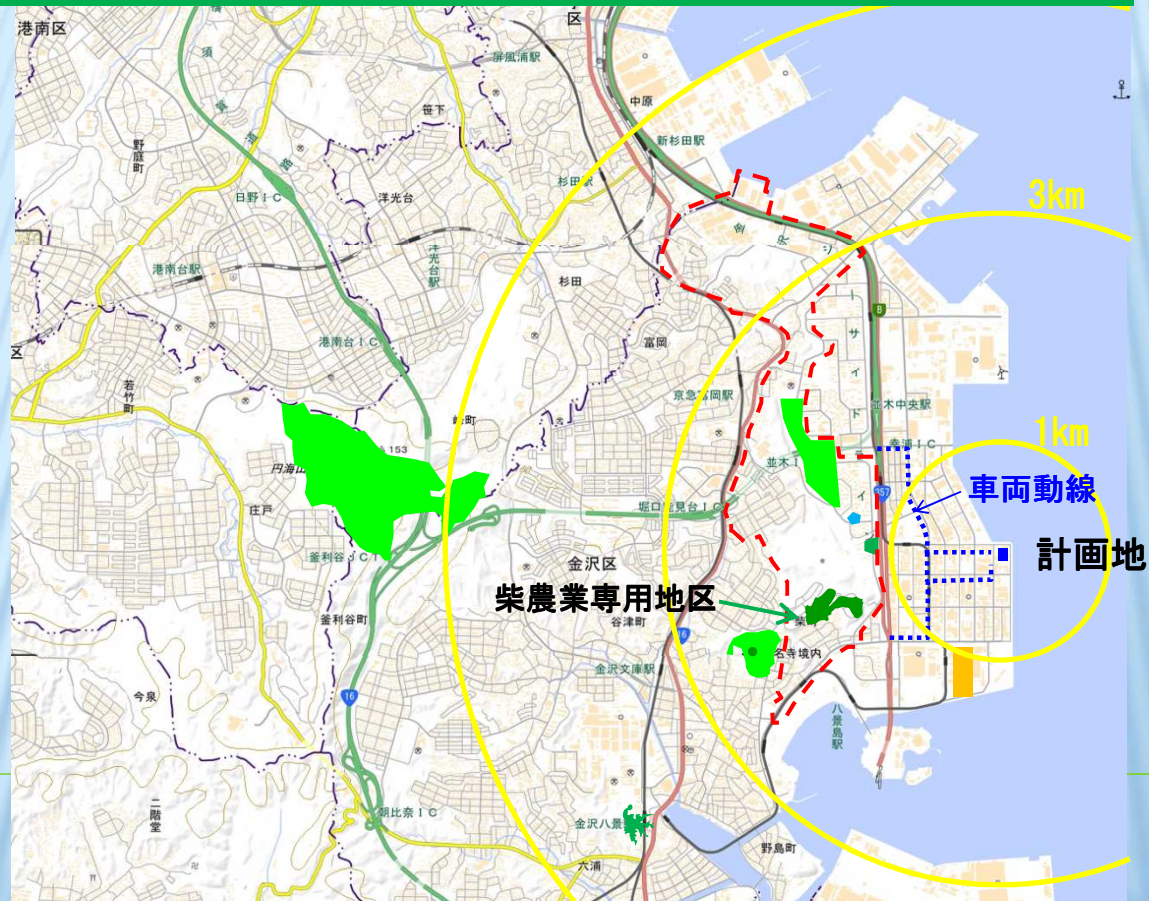


この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

ク. 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p25

ケ. 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地(告示が行われた市民の森及びふれあいの樹林に限る。)



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

コ. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

判定届出書p26



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p26

サ. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く)。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p26

シ. 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財(建造物に限る)又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く)

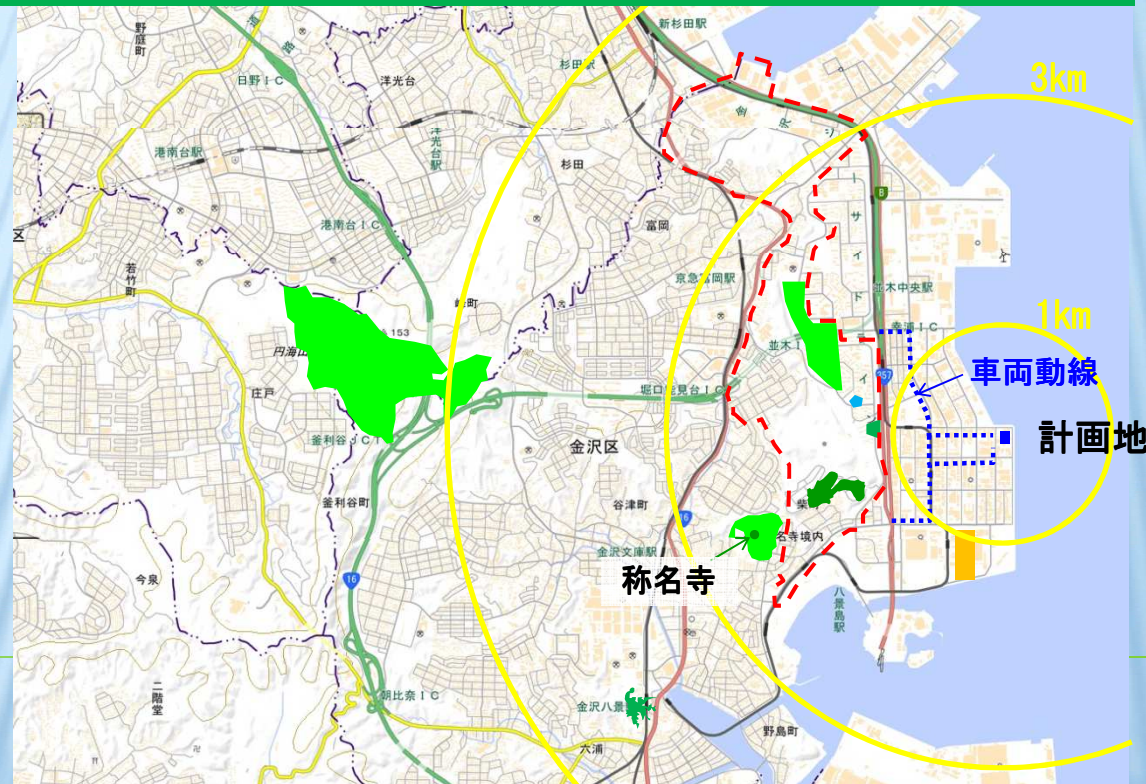


この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

横浜市環境影響評価条例施工規則第15条第1項(1)の基準に関して

判定届出書p26

ス. 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財(建造物に限る)又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定される場合における当該種及び標本を除く)



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

ご清聴ありがとうございました。